

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

生産者支援課

法令名	特定農産加工業経営改善等臨時措置法			法令番号	平成元 法65			
手続名	経営改善措置に関する計画の承認			根拠条項	第3条 第1項			
審 查 基 準		<p>「佐賀県特定農産加工資金制度実施要領」第4条の「計画の承認基準」による。</p> <p>(計画の承認基準)</p> <p>第4条 知事は、経営改善計画等が、次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>(1) 当該計画に係る特定農産加工業者等が、自由化その他農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により影響を受けており、当該計画が、その影響に対処し新たな経済的環境に円滑に適応するための措置として、当該計画の作成者の経営力、技術力等から判断して有効かつ適切なものであって、当該計画の達成される見込みが確実であり、地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。</p> <p>また、経営改善計画にあっては、当該計画が経営改善措置の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標として年平均1パーセントを上回る率を定めるものであること。</p> <p>(2) 地域農業の現状、今後の見通し等からみて、地域農業の健全な発展に資するものであり、国、都道府県の生産対策等と調和のとれたものであること。</p> <p>(3) 必要な資金の額が当該計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、かつ、資金調達力から判断してその調達が確実なものであること。</p> <p>(4) 特定事業協同組合等が新商品又は新技术の研究開発の共同化に必要な試験研究費に充てるため負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が公正で、かつ、当該試験研究費に対して過大な負担金を徴収するものでないこと。</p>						
受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間 標準経由期間	30日 日	
						目次 No.	5	